

1995年5月23日 No.19

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤 一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

# 全国一般全国協

## 九五春闘中間総括

### 生活防衛、権利確立目指し粘り強く闘い続けよう

全国一般労働組合全国協議会書記長 遠藤 一郎

#### 超低額、個別撃破攻撃に屈服 四十年目の春闘の終わり

日経連は、一月十四日総会を開き、九五春闘に対し「景気は回復基調にあるが、産業構造の転換が必要であり、大量失業時代を避けることができず、雇用を優先するためには賃上げの余地はない」との方針を決定した。それから数日後、関西大震災が起り、経営者は

これに便乗し、春闘自粛の攻勢をかけた。更に急激な円高が追い討ちをかけた。連合はいち早く自粛路線を受け入れ、中でも全電通II情報労連は要求を提出してわずか十日、三月三日に、前年を千五百円下回る額で妥結。超低額、個別撃破攻撃に屈服、九五春闘敗北の



道を掃き清めた。三月二四日のJC集中決戦も、鉄鋼のベア・ゼロを初め、二・六パーセント程度の回答にストナシ一発妥結で終わった。民も官も、大も中小も力を合わせ、個別企業の支払能力ではなく、労働者全体の生活の維持向上のために闘い、相場を形成し、それが未組織労働者に波及、更に、米価や社会保障諸制度に波及していくという意味での春闘は、四十年目にして完全になくなったといわなければならない。

#### 労働者の使い捨て 目指し、労働分野の規制緩和攻撃が進行

日経連は、規制緩和の世論に便乗し、長い時間をかけた労働者の闘いによって築かれてきた労働者保護法を骨抜きにする「労働分野の規制緩和」攻撃をかけて

#### 格差是正、権利確立を目標に 中小を中心に地域共闘で頑張ろう

きた。裁量労働対象業種の拡大、みなし労働時間制の見直し、女子保護規定の撤廃、労働安全規制の大幅緩和などが進められている。スカンジナビア航空の、労働条件変更か解雇かの二者択一を求めた企業の処置に

マスコミでは春闘はすでに終わったかに見える。しかし、多くの中小の仲間の春闘はまだまだ闘い続けられている。全国一般全国協の加盟単位組合のうち半数以上がいまだ解決していない。闘いは今からが本番だといえる。中小労働組合が取り残され、個々バラバラにされるのではなく、我々が中心になり地域共闘で反撃の陣形を強化しよう。未解決組合がひとつでもあるかぎり、地域の闘争体制を解除せず、いつでも支援できる体制を維持しよう。大

対する裁判で、東京地裁は「変更解約告知」という新しい法理を持ち込み、これを容認、解雇を武器とした労働条件の一方的変更の押しつけに道を開いた。職場で、春闘の真っ最中に、リストラという名の出向、配転、転籍、解雇攻撃が吹き荒れ、これと闘わず、逆に積極的に協力していく連合の路線が、このような資本の労働者使い捨てを許すこととなっている。

手の超低額回答が重しになり、更に円高対策のコストダウン圧力が加かり、九五春闘の中で規模別格差は更に拡大している。格差のこれ以上の拡大を許さず闘い抜こう。資本の労働者使い捨て攻撃を跳ね返すために、職場における労働者の権利確立の闘いが今こそ強調されなければならない。人間らしい労働と生活を目指し春闘後半戦を闘い抜こう。「阪神連帯一〇〇」をスローガンに最後の奮闘に全力を挙げよう。

# 95春闘 全国の仲間は 最後まで闘うぞ!



▲ 5・14自動車デモ (宮城合同)

## 宮城発

### 超低額回答押しつけに 統一ストで反撃

#### 宮城合同自動車教習所部会

九五春闘で、自動車学校経営者はカリキュラム改定後の入校生の落ち込みを理由に、四月半ばを過ぎても三万円～五万円の回答に固執し、経営者どうし情報交換をし、何としても低額押え込みを図ろうとしている。入校生が減少したといっても、カリキュラム改定による教習時間の増、複数教習枠の拡大により収入は増え、生徒減をカバーしており、決して経営状況は悪化していない。春闘全体の低

額相場に悪乗りしているのだ。宮城合同自動車教習所部会に結集する県内十校の労働者百五十人は、これに抗議、四月二日、統一ストを行い、中央自動車学校前に全組合員が結集、「超

## 栃木発

### “地域ぐるみ” の中核でありたい

金属一般不二工機労働組合  
執行委員長 浅井 盛夫

「九五春闘」「統一地方選挙」勝利のために先頭をきって闘いました。九五春闘は、賃上げと時間短縮に重点をおいて三月までふんばりました。二三日の第二回団交時から重要な局面となり、二四日半日ストライキ(午後)に突入、同時に「時間外労働の拒否」「腕章就労」等にもはいり決着日まで続けました。

第二組合は、事実上の「一発回答」対応になっており、どうしてもこの時点から闘争態勢の強化が不可欠なのです。その結果は残

低額回答を会社が押しつけるなら、六～七月になっても粘り強く闘う」ことを確認した。五月になっても会社側は一向に解決を図ろうしていない。組合は五月四日には自動車パレードを行い、更に闘いを社会的に広げ、低賃金、長時間労働打破を勝ち取るべく闘い続けています。

念ながら全社平均で三・三パーセントとなり、宇都宮では平均二・八七パーセント(八千六百円)で妥結となりました。

しかし、時間短縮でわずかなものではが年間四時間を獲得(自動車業界の一九五二時間の壁)し、一九四八時間になったことは評価できるものです。

もちろん、「統一地方選挙」は、県議・市議いずれも当選させることができずした。今後共、「地域の中核」を担っていきたくないと決意しています。

## 第4回 中央委員会のお知らせ

日時 1995年6月10日(土)  
13:00~17:00  
場所 浜松町会員会館  
(東京・JR浜松町駅下車3分)  
議題 ①春闘総括  
②第5回定期大会について  
③その他  
学習講演 スカンジナビア航空裁判  
判例をめぐって(予定)

## 95春闘奮闘中!!

5.28-29に中央行動  
デモと厚生省交渉

### 全国精神医療労働組合協議会

●寄稿●●●●●  
全国精神医療労働組合協議会(全国精神医療労働組合協議会/二十二単組)の中軸を担って、神奈川県連医療部会ががんばっている。  
全国精神協の春闘は、まだ始まったばかり、回答さえ出ていないところが半数以上ある。出てきた回答は五ケタが三組合、妥結なし。  
世間水準からぐっととさがった低い労働条件下で働く医療労働者。世間があがっても医療はそうはいかないといわれ続け、この二年は世間が低いからと経営者は賃上げを押しさえ込もうとする。反発できるのは組合あつてのことだ。各単組ががんばって、全単組五ケタにのせるのが目標。  
厚生省の低医療費政策、受益者負担の考えが重くのしかかる。五月二八～二九日は全国精神協の中央行動日。全国から組合員が結集、メインの二九日は十時から決起集会(三宅坂社会文化会館)、十一時から日比谷までデモ、十三時から衆院第一議員会館で厚生省と膝つめ談判。



# 労働契約法制「中間まとめ」出る

## 就業規則整備、労働契約期間 上限見直し等を引き続き検討

(中央労働基準審査会)

一九九三年五月十日、労働基準法研究会労働契約法制部会報告が出され、同日、労働大臣より中央労働基準審議会に提起、「就業規則等部会」で作業が行われてきた。それから二年余り、二十回の検討が重ねられ、本年四月に中間まとめが出された。この間、リストラ攻撃が拡大し、配転、出向、転籍、解雇など経営の目に

全国一般全国協がアジアの労働者と共に取り組んできた「日米軍事同盟と自衛隊の海外派兵に反対するアジアキャンペーン」(略称AWC)の第二回総会が、今秋十月下旬に日本で開催される予定だが、これをうけて今年三月、全労協参加の労組や市民運動、護憲派議員などアジア共同行動を闘ってきた各地の仲間によつて、「日米のアジア支配に反対しアジア人民の連帯を推進する日本実行委員会」が結成された。そこでは、

①敗戦五十年にあたり、アジア侵略戦争への反省と謝罪を求める国会・地方議会・労組での決議、②被爆者や元日本軍慰安婦などすべて

あまる横暴がまかり通る中、労働契約に関する規制の必要性、とりわけ解雇に関する制限を考えるべきとの意見が労働相談活動に取り組んできた部分から出されてきている。一方、経営の側からは、「労働分野の規制緩和要求」と称し、更なる労働者使い捨てを進められるよう、労働時間の弾力化、労働契約の多様化、を求め

る動きが顕著になっている。中基審の検討は、このような動きの中で、労働契約の根幹をなす解雇に関しては、ヨーロッパ各国の解雇制限の現状などは無視し、法で規制することはないと見なし、とし検討の中心からはずして来た。そして、中間まとめでは、契約締結時の労働条件の明示、解雇にあつた理由の明示、就業規則の整備、ロ、労働契約期間の上限の見直し、ハ、紛争調整システム、の三項目について絞って、引き続き検討する事とした。更に、労働契約とは直接関係ない、

地企画、⑤八月台湾／フィリピンへのアジアツアーなどアジア人民との交流、⑥今秋AWC第二回総会への支援と国際連帯集会の各地

### 日本のアジア支配に反対する 日本実行委員会結成 十月第二回国際会議開催へ!

ーアジアキャンペーンー

の戦争被害者へ国家責任を明確にした戦後補償の実現  
③日本の国連安保理常任理事国入り反対の署名運動、  
④六月アジア共同行動の各

長を先頭に 不戦決議を求める国会請願が行われた。現在、六月アジア共同行動が首都圏・愛知・京都・大阪・九州／山口・沖縄の地方実行委で準備されている。六月一五日、首都圏では同じ全国一般の西村卓司さんから戦後補償問題の講演を受けるアジア人民連帯集会

「朝は更衣所での着替えから、帰りは更衣所での脱衣、格納までを労働時間と解する」「労基法上の労働時間は客観的に定められるべきもので、労使の自治(合意や慣行)で解決されるべき問題ではない」「三菱の当該就業規則は無効。当該時間の超勤手当を支払え」と判決。闘いは最高裁に移った。

### 長崎発

## 労働時間訴訟 高裁で勝利判決!

全国一般長崎連帯支部

「労働者が人たるに値する生活を営むため」(一条)に、労基法は一日の労働を八時間に一週のをそれを四十時間に規制している。だが労基法はその労働とは何か、労働時間とはどういう範囲を指すのか、明文の規定をもたない。考えてみると刑

罰の対象というのにハッキリした基準がないのはおかしな話だが、組合が強い時代はそれでもよかった。学説・判例も「入門から退門まで」とみなした。だが、労資の力関係が逆転するとそうはいかなくなった。高成長で工場が巨大化し、更に六十年代末から七十年代

初頭の週休二日制導入をめぐって職場では切実な争点となった。大資本は時短のバスターとして始終業基準の大改悪を企図した。タイムレコーダー廃止、出退勤把握を作業現場とし、作業服、安全衛生保護具、一部治工具の着脱や手洗い、洗身、入浴など従来時間内であったものをすべて時間外に無給で追い出したのである(造船職場ではパンツ、眼鏡まで作業用に取り替え、汚染著しい姿のままでは帰

りパスにも乗れない)。原告長船労組員の実害は平均一日三十・一分に及んだ。週休二日制による週二時間の時短(7×6-8×5)はみせかけで、差し引きでも週三十分の時間延長であった。だが、全国のJC組合、総評、共産党系組合はあいついでこれを受け入れた。やむなく長船労組は「労基法上の労働時間とは何か」を法廷で争い、

労基法の解釈・判例法理の確立を通して自己の権利を貫く闘いに入った。職場ではいまも時間内入浴を含む実力闘争を堅持して法廷闘争を支えてきている。二二年の歳月を経て福岡高裁は三月一五日、四月二〇日「朝は更衣所での着替えから、帰りは更衣所での脱衣、格納までを労働時間と解する」「労基法上の労働時間は客観的に定められるべきもので、労使の自治(合意や慣行)で解決されるべき問題ではない」「三菱の当該就業規則は無効。当該時間の超勤手当を支払え」と判決。闘いは最高裁に移った。

友誼組合紹介(寄稿)

# 全労協護法労働組合(大阪)

## 労基法違反との闘い

「休憩が全くない」「毎日サービスマン残業」「年間休日四十八日」「年休手当は基準法の半額」「時間単価計算が基準法の八十パーセント」「就規で表示された手当が臨時期間(五年)は支払われない」「就業規則、三六協定の周知も届出もない」「時間外労働が月間百時間以上等々数え切れない労働基準法違反と「箱」といわれる職場は労働安全衛生法違反が山積みし職業病が多発している。

これが三十数年前。大阪府と大阪府警がパチンコ業界から暴力団を排除するためと称して設立された大阪身障者未亡人福祉事業協会という、出納員二千二百人の大企業であり、しかもこの協会には「総評全国一般」「全労連」「連合」「無所属」の四つの組合が存在している。

癒着する幹部によってことごとく拒否され、一昨年やむなく「協会から法律違反をなくす会」を作り、協会行政、府警等に改善を求めたが全く相手にされず、昨年七月ようやく全労協を探し当て全労協護法労組を結成した。

以降、大阪全労協と一体

となった闘いによりほとんどの労基法違反を是正させ、組合員も結成当時より倍増し三桁を数える組織となっ

たが、二年間で一人百万円強の未払い賃金は支払われず、裁判闘争は続行し、職業病闘争の取組みは急を要し、春闘では千三百円回答で膠着し、逆に平均二万円の賃下げが提案され、「総評全国一般」がこれを容認し予断を許さない状態となっている。

護法労組は、結成の原点を忘れることなく、全労協の仲間と共に勝利の日まで闘い続ける決意だ。

### 闘争報告

#### 五名の日本人教員を職場に戻せ!!

全国一般なんぶ東京外語教員組合

全国一般なんぶの語学学校組合の拠点組合である東京外語専門学校で、学生数の減少を理由に六名の日本人教員が三月二十日をもって解雇された。学校側は、

一月はじめに三十六名の希望退職を募集し、三十二名が応募したにもかかわらず、

## —はじめまして!全国協の新組合です— 団結の源は闘争!

北九州合同労働組合

私たちが北九州合同労働組合(通称ユニオン北九州、委員長本村真)は、この二月に結成されたばかりの新しい組合です。メンバー構成は、西鉄タクシー被解雇当該をはじめとして、郵政公務員、ビルメン、精米、電気通

信などの中小、解放同盟所属などさまざま、年齢も中年のおじさん、おばさんから若者までと地域合同労組にふさわしい雑多な陣容です。小さな組合ですが、団結の源は闘争と会議とばかりに、結成当初から今まで、息継ぐ暇もないくらいに闘い、口角泡をとばす論議を重ねてきました。

現在は、下田産業による女性労働者への解雇撤回闘争を闘っています。この闘争は会社側が解雇は撤回するが、確認書を結ばないという非常識な抵抗をみせて

いますが、勝利まであと一歩です。また、これと同時に、郵政労働者の懲戒免職処分をたいする人事院闘争を三月に四日連続、四月に三日連続という強行軍で取り組みました。

九州には全国一般の先輩として、長崎連帯、ふくおか生協、嘉飯山合同がおられます。わたしたちもその一翼としてあらゆる労働者の結集と、たたかう労働運動の再生にむけて頑張りたいと思います。



▲下田産業解雇撤回闘争(北九州合同労組)